自己点検シート【地域密着型通所介護・第1号通所事業】

事業所名		
点検者の職種・氏名	3	
点検年月日	令和 年 月	月日

各項目を点検し,確認事項の内容を満たしている場合は「適」,満たしていない場合は「不適」,該当する事例がない場合は「事例なし」 にチェック (□を■に塗りつぶすなど)をしてください。

根拠条文欄において、「条例」とあるのは「市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準(平成24年条例第38号)」を指します。「総合事業」とあるのは「市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営等並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準(平成28年告示第109号)」を指します。「法」とあるのは「介護保険(平成9年法律第123号)」を指します。「規則」とあるのは「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)」を指します。「総合事業規則」とあるのは「市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則(平成28年規則第12号)」を指します。「I基本方針からV変更の届出」までは、別に定める場合を除き、地域密着型通所介護及び第1号通所事業共通とします。その際、総合事業においては地域密着型通所介護を第1号通所事業に、要介護者を要支援者又は事業対象者に、居宅サービス計画を介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメントを含む)に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者(第1号介護予防支援事業者を含む)と読み替えてください。

上松花口	7本=五本 15	to thin 冬 六	点検結果		果	「不適」の場合の事由及び			
点検項目	確認事項	根拠条文	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)			
I 基本方針									
1 基本方針	要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。								
総合事業	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	総合事業 第44条							
Ⅱ 人員基	準								
2 従業者の員数									
	例えば、9:00~12:00、13:00~18:00の2単位の サービスを実施する場合、サービス提供時間は 9:00~18:00(12:00~13:00を除く)の8時間となり、生活相談員の員数にかかわらず、8時間の勤 務延時間数分の配置が必要となる。 ※3 生活相談員は、社会福祉士・精神保健福祉士・介護 支援専門員・介護福祉士・社会福祉主事任用資格を有す る者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。								
	【看護職員】 単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員 (看護師又は准看護師)を1名以上配置していますか。 ※4 提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図ること。 ※5 利用定員が10人以下の場合は、看護職員を配置しないことも可。(この場合、「事例なし」にチェックしてくださ	条例第61条の3 総合事業第45条							

点検項目		 確認事項	根拠条文	点検結果		果	「不適」の場合の事由及び
	从快 归	惟 秘争 填	低拠未入	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
		【介護職員】 提供時間数(※6)に応じて、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員を次のとおり配置していますか。 ・利用者の数が15人までは1名以上 ・それ以上5又はその端数を増すごとに1を加え た数以上 ※6 ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計・利用者数)とする。	条例第61条の3 総合事業第45条				
		指定地域密着型通所介護の単位ごとに,介護職員(利用 定員が10人以下の場合は,看護職員又は介護職員)を, 常時1人以上従事させていますか。 ※7 この限りにおいて,常時配置された介護職員以外の 介護職員等は,利用者の処遇に支障がない場合は,他の 指定地域密着型通所介護の単位の介護職員等として従事 することができる。					
		【機能訓練指導員】 機能訓練指導員を1名以上配置していますか。 ※8 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師・きゅう師)であること。	条例第61条の3総合事業第45条				
		生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤となっていますか。	条例第61条の3 総合事業第45条				
3	管理者	管理者は、常勤・専従(※)ですか。 ※ 管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。 → 管理者の兼務状況について回答してください。 ①兼務の有無 □ 有 □ 無 ②兼務の内容(①で有にチェックした場合のみ) □ 当該事業所の従業者 [詳細]<職種: > □ その他(同一敷地内の他事業所の従業者等) [詳細]<事業所名: > <職種: >	条例第61条の4 総合事業第46条				
1	Ⅱ 設備基						
4		食堂,機能訓練室,静養室,相談室及び事務室を有していますか。また,消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備・備品を備えていますか。	条例第61条の5 総合事業第47条				
		【食堂、機能訓練室】 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所として可。					
		【相談室】 遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。					
		【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】 消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置され ていますか。					
I	Ⅴ 運営基	· 準					
	きの説明及び 同意	付し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用者のサービス選択に資すると認められる事項	条 総合事業第55条 に準用する第9 条				
6	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否 していませんか。	条例第61条の20 で準用する第11 条 総合事業第55条 に準用する第10 条				

	 点検項目	確認事項	根拠条文	点	検結	果	「不適」の場合の事由及び
	小伙伙口	唯心事务	似贬未入	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
7		サービス提供が困難な場合, 当該利用申込者に係る居宅 介護支援事業者への連絡, 適当な他の事業者の紹介その 他の必要な措置を速やかに行っていますか。	条例第61条の20 で準用する第12 条 総合事業第55条 に準用する第11				
8	受給資格等の 確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定 の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。	条例第61条の20 で準用する第13 条 総合事業第55条 に準用する第12 条				
		被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは, サービス提供に際し, その意見を考慮していますか。					
	申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護 認定申請のために必要な援助を行っていますか。	条例第61条の20 で準用する第14 条 総合事業第55条 に準用する第13 条				
10	心身の状況等 の把握	サービス担当者会議を通じて利用者の心身の状況等の把 握に努めていますか。	条例第61条の20 で準用する第15 条 総合事業第55条 に準用する第14				
11		サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例第61条の20 で準用する第16 条 総合事業第55条 に準用する第15				
		サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。					
	計画に沿った サービスの提 供	居宅サービス計画が作成されている場合は, 当該計画に 沿ったサービスを提供していますか。	条例第61条の20 で準用する第18 条 総合事業第55条 に準用する第17 条				
	計画等の変更 の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は, 居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	条例第61条の20 で準用する第19 条 総合事業第55条 に準用する第18 条				
14	サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面等に記録していますか。 介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を	条例第61条の20 準用する第21条 総合事業第55条 に準用する第20				
		記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、 文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。	久				

	点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		果	「不適」の場合の事由及び
		(唯秘争块	似灰木人	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
15	領	利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。	条例61条の7 総合事業第48条 条例61条の7 総合事業第48条				
		①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②通常要する時間を超えるサービス提供で、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用【総合事業は不可】 ③食事の提供に要する費用 ④おむつ代 ⑤指定地域密着型通所介護の提供において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用					
		前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらか じめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及 び費用について説明し、同意を得ていますか。					
		サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。					
		上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して 記載していますか。					
16	型通所介護の	指定地域密着型通所介護の提供は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的に行われていますか。	条例61条の8				
		自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその 改善を図っていますか。					
17	所事業の基本 取扱方針	単に利用者の運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供を行っていますか。					
		利用者が有する能力を最大限活用することができるような 方法によるサービス提供に努めていますか。					
18	型通所介護の 具体的取扱方	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを心が けるとともに、利用者又はその家族に対し、サービスの提 供方法等について説明を行っていますか。					
		介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供していますか。 利用者の心身の状況等の把握に努め、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを適切に提供し					
		ていますか。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えていますか。					
19	所事業の具体 的取扱方針	サービス提供開始時から少なくとも1月に1回は利用者の状態,当該利用者に対するサービスの提供状況について指定第1号介護予防支援事業者に報告していますか。	第57条				
		指定第1号通所事業計画に記載したサービスの提供を行う 期間が終了するまでの間に、少なくとも1回は、計画の実施 状況の把握(モニタリング)を行っていますか。					

占拴伍口		[佐刊 車 1百	坦伽冬立	点検結果		果	「不適」の場合の事由及び
	点検項目	確認事項	根拠条文	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
20		アセスメントにおいて把握された課題, 指定第1号通所事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ, 効率的かつ柔軟なサービス提供に努めていますか。 運動器機能向上サービス, 栄養改善サービス又は口腔機	総合事業 第58条				
		能向上サービスの提供に当たっては、国内外の文献等に おいて有効性が確認されている等適切なものとしています か。					
		利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者 に危険が伴うような強い負荷を伴うサービス提供は行わな いとともに、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、 利用者の安全面に最大限配慮していますか。					
21	所介護計画書 の作成	踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した地域密着 型通所介護計画書を作成していますか。	第57条				
		地域密着型通所介護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。					
		地域密着型通所介護計画書の内容について利用者又は その家族に説明を行い, 利用者から同意を得ていますか。					
		地域密着型通所介護計画書を利用者に交付しています か。					
		提供したサービスの実施状況や目標の達成状況の記録を 行っていますか。					
22		利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	で準用する第29				
	応	サービス提供中,利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は,速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置をとっていますか。	条例第61条の20 で準用する第30 条 総合事業 第55条に準用す る第25条				
24	安全管理体制 等の確保	サービス提供中に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、従業者に周知徹底するとともに、速やかに主治の医師への連絡が行えるよう、 緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	総合事業 第59条				
		転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。					
		サービス提供前に脈拍や血圧等を測定するなど利用者の 当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービ ス内容とするよう努めていますか。					
		サービスの提供中においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合などには、速やかに主治の医師へ連絡するなど必要な措置を講じていますか。					

	点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		果	「不適」の場合の事由及び
				適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
		事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的 に行われていますか。					
	運営規程	指定地域密着型通所介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種,員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定地域密着型通所介護の利用定員 ⑤指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	総合事業第49条				
21	勤務体制の 確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。	総合事業第50条				
		当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※調理,洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない 業務については委託可。					
		地域密着型通所介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。この場合、原則すべての従事者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。					
		性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務 上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により従業者の就 業環境が害されることを防止するための方針の明確化等 の必要な措置を講じていますか・					
28		感染症または非常災害の発生時において利用者に地域密 着型通所介護の提供を継続的に実施するための計画およ び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策 定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	で準用する第33				
		従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施していますか。	条の2				
		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更をしていますか。					
29	定員の遵守	サービス提供日において,利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていませんか。	条例第61条の14 総合事業第51条				
		非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。また訓練にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	総合事業第52条				
31	衛生管理等	利用者の使用する施設,食器その他の設備・飲料水について,衛生的な管理に努め,又は衛生上必要な措置を講じていますか。	条例第61条の16 総合事業第53条				
		事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。 ①感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催とその結果の従業者へ周知。 ②感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備。 ③感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練。					

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		果	「不適」の場合の事由及び
					事例なし	不適	改善方法(別紙可)
32	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、 従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選 択に資すると認められる重要事項を掲示またはこれらを記 載した書面を事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係 者に自由に閲覧させることができるようにしていますか。	条例第61条の20 で準用する第35 条 総合事業第55条 に準用する31条				
33	秘密保持等	従業者が, 正当な理由なく, 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	条例第61条の20 で準用する第36 条				
		従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	総合事業第55条 に準用する第32 条				
		サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面等により得ていますか。					
34	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	条例第61条の20 で準用する第37 条 総合事業第55条 に準用する第33				
35		居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に 特定の事業者によるサービスを利用させることの対償とし	条 条 条例第61条の20 で準用する第38				
	る利益供与の 禁止	て、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条 総合事業第55条 に準用する第34 条				
36	苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 → 苦情受付体制について回答してください。	条 総合事業第55条 に準用する第35				
		①苦情相談窓口の設置:□有 □無 ②相談窓口担当者: ③苦情件数:月件程度(なしの場合Oと記入) 苦情相談を受けたことがある場合,苦情相談等の内容を 記録・保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合,苦情相談等の内容を 記録・保存する準備をしていますか。	条 -				
37	不当な働きか けの禁止	介護予防支援事業者等または利用者等に対して、利用者 に必要のないサービスをサービス計画等に位置付けるよう 求める等の不当な働きかけは行っていませんか。					
38	地域との連携	指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員等により構成される協議会「運営推進会議」(テレビ電話装置を活用して行うことも可)を設置し、おおむね6月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	条例第61条の17 条 総合事業第55条 に準用する第36 条				
		指定地域密着型通所介護事業者は報告、評価、要望、助 言等の記録を公表していますか。					
		事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動との連携および協力を行うなど地域との交流に努めていますか。					
		事業所の同一の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。)					
39	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。 → 過去一年間の事故事例の有無:□ 有 □ 無 (該当する方にチェックを入れてください。)	条例第61条の18 条 総合事業第55条 に準用する第37 条				
		賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに 行っていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場 合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。 → 損害賠償保険への加入:□ 有 □ 無 (該当する方にチェックを入れてください。)					
		事故が生じた際には,原因を解明し,再発生を防ぐための対策を講じていますか。					

	上松石口	確認事項	根拠条文	点検結果		果	「不適」の場合の事由及び
	点検項目	唯祕事垻	依拠朱文	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
40	虐待の防止	置を講じていますか。 ①虐待の防止のための対策を講ずる委員会(テレビ電話等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知する。 ②虐待の防止のための指針の整備。 ③定期的な虐待の防止のための研修の実施 ④①~③を適切に実施するための担当者を置く。	条例第61条の20 で準用する第41 条の2 総合事業第55条 が準用する第37 条の2				
	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに, 指定地域密着型通 所介護事業の会計とその他の事業の会計を区分してます か。	条例第61条の20 で準用する第42 条 総合事業第55条 が準用する第38 条				
42	記録の整備	従業者,設備,備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例第61条の19 総合事業第54条				
		次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。(①, ②, ⑦に掲げる記録にあっては、5年間) ①地域密着型通所介護計画 ②提供した具体的なサービス内容等の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥運営推進会議の記録 ⑦従業者の勤務の記録					
•	Ⅴ 変更の	届出等					
43	変更の届出等	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令等で定める事項に変更があったとき、又は当該地域密着型通所介護を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令等で定めるところにより、10日以内に、その旨を市川市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程 ⑦地域密着型通所介護費の請求に関する事項	法第78条の5 規則第131条の 13 総合事業規則第 9条第2項				